

粟島海域レジャー事業に関する海面利用協定書

粟島浦漁業協同組合を甲とし、〇〇〇を乙として、粟島海域レジャー事業に関する海面利用協定書（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は甲が有する共同漁業権漁場の海面利用に関し、甲組合員が行う漁業と乙が行う海域レジャー事業との調整を行う為に、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本協定の締結に参加できる対象者は以下の条件を満たさなければならない。また本協定は事業実施の 30 日前までに締結しなければならない。

1. 村内に事業所を有する者を責任者におくこと。
2. 細則にある書類を備え、締結の際、甲に届出すること。
3. 賠償責任保険に加入していること。
4. 船舶所有者はヨット・モーターボート総合保険や漁船保険等に加入していること。
5. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者でないこと。
6. 暴力団及び暴力団関係者でないこと。

（区域）

第 3 条 甲は漁業権漁場内の海域に、海域レジャー区域を別紙海域のとおり認定する

（利用範囲）

第 4 条 1. 甲は設定した本協定第 3 条における別紙海域レジャー区域の範囲内において乙がこの海面利用協定書に基づく海域レジャー事業を実施することを承諾する。
2. 乙は、設定された海域レジャー区域内でのみ、届け出た海域レジャー事業を実施できる。ただし、天候や海洋状況等により設定された海域レジャー区域を利用できない場合、甲の承諾の上、他の海域を利用できるものとする。

（海域レジャーの種類）

第 5 条 本協定に関する海域レジャーの種類は以下のものとする。

1. プレジャーボート・モーターボート・ジェットスキーなどの動力を有する船舶
2. カヌー・パドルボードなどの無動力船舶
3. その他甲が海域レジャーと認めるもの

(交付)

第6条 甲は、本協定締結の証として、「協定証明証」を乙に交付する。

(海面利用料の支払い)

第7条 乙は甲に対して海面利用料を支払わなければならない。支払い方法及び金額、条件については、甲と乙が協議の上決定する。

(表示)

第7条 乙は、甲より交付された「協定証明証」を外部から確認できるように表示するか、提示を求められた際に即時提示ができるようにすること。

(管理監督)

第8条 甲は本協定第3条の定める別紙海域における、乙及び事業者の海域レジヤ事業、個人の利用に対し、次の管理監督業務を行う。

- 1.海域レジヤ事業における監視業務
- 2.海域レジヤ事業における利用調整業務
- 3.海域レジヤ事業による水産動植物の密猟に対する監視業務
- 4.漁場荒らしの監視活動
- 5.海域レジヤ事業におけるトラブルの監視業務
- 6.海面利用区域の広報・周知活動業務
- 7.海面利用協定細則（別紙）に定める事項に関する監視業務

第9条 本協定に定めない罰則規定や本協定を円滑に運営するための規定は、別に定める海域レジヤ事業に関する海面利用協定書細則（以下「細則」という）において規定する。

第10条 本協定及び細則の解釈に疑問が生じた時、又は定めない事項については、甲、乙の協議の上その解決にあたる。

第11条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本協定を履行しなければならない。

第12条 本協定の締結を証するため、本証2通を作成し、甲・乙それぞれ署名捺印し、各自の1通を保有する。

第12条 本協定書に変更が生じた時は、甲と乙との協議の上変更することができる。

平成 年 月 日

(甲) 新潟県岩船郡栗島浦村
栗島浦漁業協同組合
代表理事組合長 脇川 登

(乙) 新潟県岩船郡栗島浦村
代表